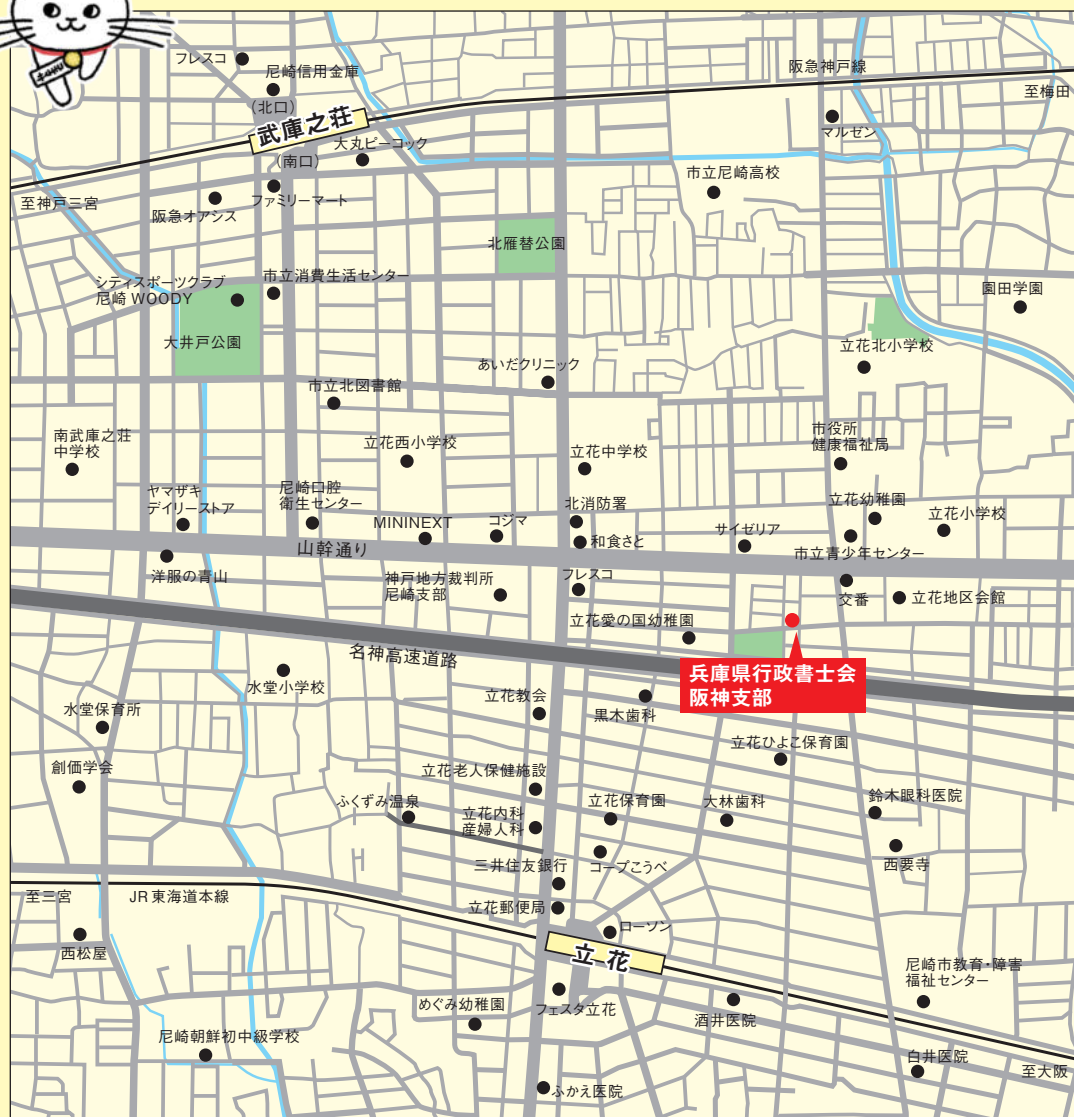




兵庫県行政書士会 阪神支部 アクセスマップ

〒661-0025 尼崎市立花町 3 丁目 29-12-101 号

(交通: JR「立花」駅より 徒歩 10 分)



無料相談会 会場 アクセスマップ



川西市役所
兵庫県川西市中央町12-1



ピアめふ
宝塚市売布 2-5-1



伊丹商工プラザ
伊丹市宮ノ前2丁目2-2

発行者



兵庫県行政書士会
阪神支部

発行日 令和 2 年 3 月 31 日

ご相談・お問合せは

TEL 06-6426-5123

FAX 06-6426-5125

〒661-0025 尼崎市立花町 3 丁目 29-12-101 号

阪神支部
Facebook
ページ



わたしたち

兵庫県行政書士会 阪神支部です。

Kizahashi - きざはし - 第 118 号

令和 2 年 3 月 31 日 発行



阪神地区の皆さまとともに。

行政書士は、街の頼れる法律家です。

阪神地区の皆さまの身近なご相談相手として

暮らしの困りごと、仕事上のお悩みなどを承り、

許認可・登録申請、遺言や相続、さまざまな契約・届出などの

相談から書類作成までをサポートさせていただきます。

どうぞお気軽にお声掛けください。

【兵庫県行政書士会 阪神支部運営方針】

本会
(兵庫県行政書士会)、
会員ならびに職員と
信頼を築きます

市民との
信頼を築きます

行政、
商工会議所等
との信頼を
築きます

※ 詳しい運営方針は、22 ページ (表紙裏) に掲載しております。



兵庫県行政書士会
阪神支部

尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町

会員数：430 名 (令和 2 年 2 月 29 日現在)

ホームページ：<http://hanshin.hyogokai.or.jp/>

Facebook ページ：<https://www.facebook.com/gyoseisyoshi.hyogo.hanshin/>



兵庫県行政書士会 阪神支部



ごあいさつ

兵庫県行政書士会 阪神支部 支部長

ほんだ けい
本田 圭 (西宮市)



わたしたち兵庫県行政書士会阪神支部です！

そして私は支部長の本田圭と申します。

私たち阪神支部は、「行政書士」がこれまで以上に社会のお役に立てるよう、
私たち行政書士の「制度」と「業務」をさまざまな媒体を通じて外部へ発信しています。

また、私たち「行政書士」の「信頼性」を高めるために研修会や懇親の場などを通して支部会員の品位保持と資質の向上に努めています。これらの活動を通じて、これからは私たち「行政書士」を国民の皆さまに積極的に活用いただける環境づくりに努めてまいりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

さて、昨年 5 月 1 日に「令和」の時代が始まりました。令和の始まりには「行政書士法の一部を改正する法律案」が国会 (臨時会) にて可決され、昨年 12 月 4 日に公布されました。改正の概要は、法律の目的に「国民の権利利益の実現に資すること」を明記すること、社員が一人の行政書士法人の設立等を許容すること、行政書士会による注意勧告に関する規定を新設することの 3 点です。このような変化は、私たち行政書士に対する社会の要請であり、それに応えるべく、これからも阪神支部においてはさまざまな事業をすすめてまいります。

阪神支部は、行政書士倫理綱領を旨とする行政書士の団体として、地域課題に応える行政書士制度を発信し、市民からの信頼を得て、行政書士制度を前進させることを通して、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とします (阪神支部のミッション：使命：本誌 P. 22 参照)。さらに、法令順守や人権尊重、環境への配慮や地域コミュニティへの参画といった社会を構成する一員としての活動にも積極的に取り組むものとして、国際標準化機構 (ISO) が発行した「ISO 26000」に準拠した「SR」(社会的責任) 活動を推進しています。

今期も阪神支部のミッション (使命) を達成するため、さまざまな事業を行ってまいりましたので、本誌にて一年間の活動のご報告をいたします。ご一読いただけますと幸いです。

本年はいよいよ阪神支部設立 60 周年を迎えます。令和 2 年 11 月 27 日 (金) に宝塚ホテルにて SDGs (持続可能な開発目標) の取り組みの報告などを含め、魅力ある式典の開催を予定しておりますのでご期待ください。

皆さまのご理解とご協力を引き続きどうぞよろしくお願いいたします。



副支部長のご紹介



総務部担当
副支部長

まつむら やすひろ
松村 康弘
(尼崎市)



企画部担当
副支部長

つじむら さおり
辻村 さおり
(西宮市)



業務研修部担当
副支部長

いわい のぶやす
岩井 伸康
(川西市)



広報部担当
副支部長

ふない やすふみ
船井 康文
(宝塚市)

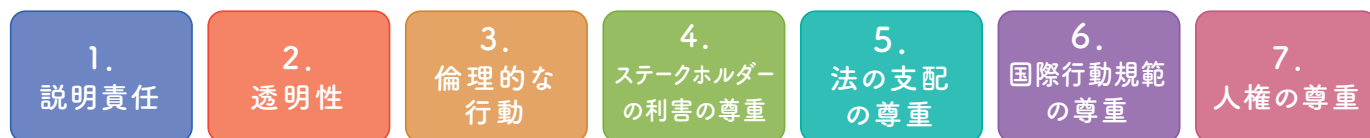
社会的責任（SR）の取り組み



阪神支部のSRの取り組み

阪神支部は、地域社会から求められる存在であり続けるために、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを通じて、社会的責任を果たします。

社会的責任（SR）を果たすための7つの原則



7つの中核主題と阪神支部の事業



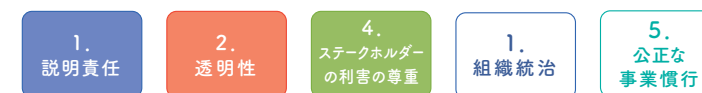
支部活動とSRの「7つの原則」「7つの中核課題」の位置づけ



1. 阪神支部定期総会

7つの原則：① 説明責任 ② 透明性 ④ ステークホルダーの利害の尊重

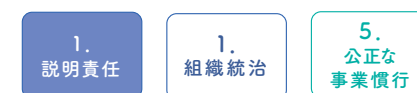
7つの中核主題：① 組織統治 ⑤ 公正な事業慣行



2. 広報月間の取り組み

7つの原則：① 説明責任

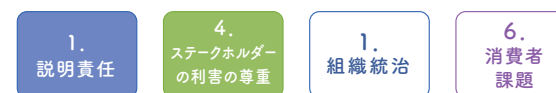
7つの中核主題：① 組織統治 ⑤ 公正な事業慣行



3. 「法の日」の行政書士無料相談会

7つの原則：① 説明責任 ④ ステークホルダーの利害の尊重

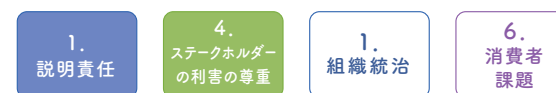
7つの中核主題：① 組織統治 ⑥ 消費者課題



4. 行政書士記念日市民公開講座

7つの原則：① 説明責任 ④ ステークホルダーの利害の尊重

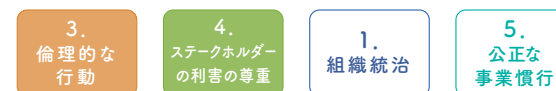
7つの中核主題：① 組織統治 ⑥ 消費者課題



5. 各種研修会の開催

7つの原則：③ 倫理的な行動、④ ステークホルダーの利害の尊重

7つの中核主題：① 組織統治 ⑤ 公正な事業慣行



6. 地域コミュニティとの連携

7つの原則：③ 倫理的な行動 ④ ステークホルダーの利害の尊重 ⑦ 人権の尊重

7つの中核主題：① 組織統治 ② 人権 ⑦ コミュニティへの参画及びコミュニティの発展



7. 納涼会、忘年会、レクリエーション

7つの原則：④ ステークホルダーの利害の尊重

7つの中核主題：① 組織統治



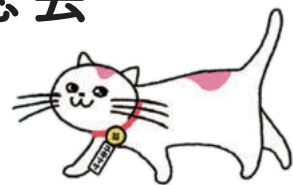
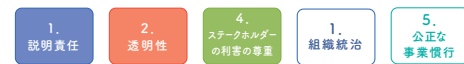


定期総会

第60回 阪神支部定期総会



7つの原則：①説明責任 ②透明性 ④ステークホルダーの利害の尊重
7つの中核主題：①組織統治 ⑤公正な事業慣行



平成31年4月29日(月)、ホテルヴィスキオ尼崎において、兵庫県行政書士会阪神支部第60回定期総会が開催されました。

本年度は役員改選の年に当たり、支部長には本田圭会員が再任され、新しい執行部と理事会の体制がはじまりました。



兵庫県行政書士会 阪神支部 役員等

役 職	担 当	氏 名	事務所所在地
支 部 長		本田 圭	西宮市
副支部長	総務部	松村 康弘	尼崎市
副支部長	企画部	辻村 さおり	西宮市
副支部長	業務研修部	岩井 伸康	川西市
副支部長	広報部	舩井 康文	宝塚市
理 事	会 計	西本 宗義	西宮市
理 事	総務部	角田 幹夫	伊丹市
理 事		東田 正昭	尼崎市
理 事		田中 一行	川西市
理 事	企画部	松井 克仁	猪名川町
理 事		北原 速男	伊丹市
理 事		満岡 靖雄	川西市
理 事		山口 忠士	宝塚市
理 事	業務研修部	石川 功	宝塚市
理 事		前田 研也	伊丹市
理 事		齋藤 由夏	尼崎市
理 事	広報部	中村 馨乃信	芦屋市
理 事		河西 麻耶	西宮市
理 事		秋山 雅一	尼崎市
監 事		小山 博三	尼崎市
監 事		山本 千恵	伊丹市
綱紀委員		大西 康裕	川西市
綱紀委員		松山 順子	尼崎市
支部相談役		大口 晋	西宮市

(令和元年5月20日現在)

活動報告

広報月間の取り組み



7つの原則：①説明責任
7つの中核主題：①組織統治 ⑤公正な事業慣行



行政書士広報月間説明会と事業取組伝達会

令和元年8月21日(水)の午前中は尼崎商工会議所で、午後からはアステ川西にて、本年度の広報月間説明会と阪神支部の事業取組伝達会を開催しました。本田支部長のあいさつに続き、今年度の事業の具体的な取り組み計画について、支部長、各部担当の副支部長から、事業の実施報告や予定の説明がありました。



行政機関の表敬訪問

行政書士広報月間(10月1日～31日)への協力依頼のため、令和元年9月12日(木)には阪神南県民センターを、同9月18日(水)には阪神北県民局を、それぞれ表敬訪問させていただきました。



阪神南県民センターにて



阪神北県民局にて

コミュニティFM局での情報発信

令和元年9月20日(金) エフエム宝塚(83.5MHz)様、同10月1日(火)さくらFM(78.7MHz)様、同10月2日(水) エフエムあまがさき(82.0MHz)様にて、令和元年10月5日(土)・21日(月)開催の「法の日」の行政書士無料相談会の告知をさせていただきました。





川西会場



尼崎会場

活動報告

令和元年度

「法の日」の行政書士無料相談会



7つの原則：① 説明責任 ④ステークホルダーの利害の尊重
7つの中核主題：① 組織統治 ⑥消費者課題



川西会場にて



〔川西会場〕

日 時：令和元年10月5日（土）
10:00～16:00

会 場：モザイクボックス
地下1階 カスケードガーデン

〔尼崎会場〕

日 時：令和元年10月21日（月）
10:00～16:00

会 場：あまがさきキューズモール
1階 パラエティマーケット



尼崎会場用チラシ



川西会場用チラシ

両会場ともに開始時間早々から次々に相談者の方が来られました。5つ設けた相談ブースが満席になる時間帯もあり、終了時刻いっぱいまでほとんど途切れることなく大勢の方々に無料相談会をご利用いただくことができました。2日間合わせて、80件近くものご相談がありましたが、そのほとんどは相続に関するものでした。昨今の相続法改正の報道等もあってか、やはり関心の高い分野であることがうかがわれます。

新しく入られた会員も当日のチラシ配布や声掛けなどで、ご相談者さんの会場への誘導にあたりとともに、時には先輩会員とともに相談にあたりました。



尼崎会場にて





市民公開講座 チラシ

活動報告

令和元年度 行政書士記念日 市民公開講座



7つの原則：①説明責任 ④ステークホルダーの利害の尊重
7つの中核主題：①組織統治 ⑥消費者課題



日 時：令和2年2月22日(土)
13:30～17:00

会 場：なでしこホール

行政書士記念日の事業として、阪神支部では本年度、近年より一層重要性を増している多文化共生をテーマに「ようこそ日本へ～外国人と共生・共存の世界～」と題して、令和2年2月22日(土)に西宮市にあるなでしこホールにおいて、行政書士記念日市民公開講座を開催しました。

第1部では、尼崎市役所からダイバーシティ推進課の課長後藤真弓氏、地域産業課の課長三宮直樹氏を講師にお迎えして、「尼崎市における在留外国人の動向と取り組み」についてご講演いただきました。後藤真弓氏からは、生活者としての外国人の方に向けての取り組みと今後の課題について、三宮直樹氏からは、重要な社会基盤である中小企業の現場での外国人材の重要性などについてお話がありました。

第1部終了後の休憩時間中には西宮市の観光キャラクターである「みやたん」が会場に駆けつけてくれ、ご来場者との撮影会が行われました。

第2部では、今回の市民公開講座の目玉でもある、在留外国人の皆さまをパネリストにお迎えし、文化の違いの理解を深め、外国人との共生・共存をめざす

ことをテーマにパネルディスカッションを行いました。ディスカッションにおいては、日本に来てよかったことやおかしいと感じること、今後の夢や目標、交流の場についての要望などがテーマとなり、在留外国人の方々は慣れない日本語で一生懸命に話していただき、また来場者はその話の内容をしっかりと聞き取ろうと熱心に耳を傾け、会場内は「外国人と共生・共存の世界」という今回の市民公開講座の主題にふさわしい雰囲気に包まれました。

第3部では、阪神支部企画部理事の山口忠士会員を講師に迎えて、国際結婚と在留資格取得手続及び帰化手続についての講演が行われました。こちらは業務研修会を兼ねたものでしたが、手続の概略だけではなく、「外国人と共生・共存の世界」という今回のテーマとご自身の実体験を踏まえて、相手の方の国の歴史や文化についての紹介や、手続をすすめていくに実際にあった裏話などを交えた、興味深い業務研修会となりました。



コミュニティ FM 局での告知

令和2年2月4日(火)に、さくらFM(78.7MHz)様、同2月10日(月)には、エフエム宝塚(83.5MHz)様にゲスト出演させていただき、行政書士記念日市民公開講座を告知させていただきました。



さくらFMにて



エフエム宝塚にて



事前説明会の開催

令和2年1月23日(木)午後から、西宮市大学交流センターにおいて、市民公開講座の意義の再確認、講座の具体的内容と市民の皆さまへの周知方法等について、支部会員向けに説明会を行いました。





活動報告

各種研修会の開催

支部会員の品位保持と資質向上のため、各種の研修会を開催しています。



7つの原則：③ 倫理的な行動、④ステークホルダーの利害の尊重
7つの中核主題：① 組織統治 ⑤ 公正な事業慣行



兵庫県行政書士会・阪神支部合同研修会

開催日：令和元年11月7日（木）

会 場：西宮市民会館

第一部は、西宮市政政局市長室秘書課課長の田中隆行様と（公財）西宮市国際交流協会事務局長の田川和男様を講師にお迎えし、「西宮市の在留外国人の動向と取り組みについて」をテーマにお話いただきました。田中様からは、西宮市在住外国人の状況と外国人が直面する課題について、わかりやすく説明いただきました。田川様からは、西宮市国際交流協会におけるボランティア自主活動グループについて、それぞれの活動内容を紹介いただきました。

第二部は、本会国際専門部会の宮本健吾委員長が講師となり、「改正在留資格制度における行政書士実務のポイントについて」をテーマに話をされました。前半は、本会国際専門部会の委員でもある阪神支部の吉岡むつみ会員を交えて、入管業務の依頼から申請後の結果通知までを寸劇風に説明されました。後半は、特定技能を中心に、業務を進めるに当たり留意すべき実務のポイントを説明されました。



会員投稿



第1回 新入会員研修会に参加して

新入会員 小 森 智 文（尼崎市）

梅雨シーズンの真っ只中で雨が心配されましたが、曇り空のもと、7月5日（金）に、西宮市民会館にて、令和元年度阪神支部第1回新入会員研修会が行われました。

本田支部長の開会のあいさつに続き、役員9名と新入会員8名の合計17名が、自己紹介を行いました。最初に役員の方々が、職歴や行政書士になった経緯、登録年度や専門としている業務、新入会員だったころの業務の進め方などを、ざっくばらんに語っていただきました。そのおかげで、新入会員達の緊張感もほぐれ、非常に和気あいあいとしたムードの中で進行了しました。当初40分の予定の自己紹介が1時間を超えものになりましたが、その後の支部細則、業務処理基準、支部の活動については要点を中心に説明していただき、座学の時間はあっという間に終わりました。

その後、共同事務所を運営されている関亥三郎会員の事務所に移動し、事務所見学をさせていただきました。行政書士として43年もの間、活動されている大先輩の関会員は、少しお話を聞いただけでお人柄の良さも分かるような物腰の柔らかさを感じました。また、新入会員からの事前アンケートでの質問事項にも、経験からしか得られないいくつもの教訓などを交えながら、奥深い多くの貴重なお話をさせていただきました。また、「分からないことがあれば、いつでも連絡しておいで」という優しいお言葉には、私だけでなくその場にいた新入会員にとっては、非常

にありがたく、また、勇気づけられたと思います。

研修後の懇親会では、研修会冒頭の自己紹介が役立ち、最初から色々と盛り上がった雰囲気の中で、役員の方々に座学では聞けなかった話を聞くことができ、また、それぞれの方々のことを知る機会になり、より一層の交流を深められた時間でした。

今回参加をさせていただき、同期会員との横の繋がりを持ただけでなく、何かあった際には、相談できる先輩もできたことは、貴重な経験であったと感じております。





会員投稿

第2回新入会員研修会に参加して

新入会員 岡村 大地（芦屋市）

令和2年1月24日（金）、例年になく少し暖かな冬の曇り空のもと、宝塚市立男女共同参画センター・エルにて、第2回新入会員研修会が開催され、8名の新入会員が参加しました。

はじめに本田支部長より、開会のあいさつが行われ、その中で、阪神支部の役割や取り組み、新入会員同士の繋がり大切さについて説明があり、全体的な支部の内容などを認識することができました。

次に役員の方々から順に自己紹介が行われ、最初は緊張して聞いていましたが、どの役員や新入会員の方々も穏やかな語り口調で、職歴や専門業務についてお話しただけなので、自己紹介は終始和やかなムードで進行し、名前や顔だけでなく、人柄についても知ることができる貴重な機会となりました。

その後、支部細則や業務処理基準について、担当役員の方から説明があり、行政書士としてこれから活動していく中で、法令のみならず、会則等を含めたコンプライアンスを遵守していくことの重要性を再認識しました。また、支部活動の中身についても説明があり、社会に対して果たすべき役割や責任を改めて理解するとともに、年間の支部の活動を通じてさまざまな役員の方々が、地域社会と行政書士がより近い存在となるために積極的に行動していることに感銘を受け、自身の業務だけを考えるのではなく、これからできる限り、支部の活動に積極的に取り組んでいこうという動機付けに繋げることができました。

座学終了後は先輩会員である北上会員の事務所見学の機会をいただきました。新入会員の率直な質問

にも丁寧に向き合ってください、北上会員が開業当時、業務をどのように広げていったかという貴重なお話もお伺いすることもできました。新入会員の一人として、不安な気持ちから前向きな気持ちへと変わっただけでなく、「自分にあったものを経験から探す」「何が求められているかに気づく」など、北上会員からいただいたお言葉がとても印象的であり、これからの業務に積極的に生かしていきたいと思いました。

研修後の懇親会では、座学と違った雰囲気や迎えていただき、さまざまな経験や業務の広げ方などのお話をお伺いすることができ、気がつけばあっという間の時間でしたが、役員の方や新入会員同期メンバーとの交流を深めるための、大変貴重な時間を過ごすことができました。

最後に、今回このような貴重な機会を設けていただき、支部の皆さまには大変感謝しております。行政書士としての自覚や今回学んだことを再認識し、同期メンバーや先輩会員との人間関係を大切に、いつかは自身も後輩会員に貢献できるよう、また、時代のニーズや社会の要請に応えられるよう、焦らず前向きに頑張っていきたいと思います。阪神支部が地域社会にとってより良い支部になることを願い、支部の一員として微力ながら活動に積極的に参加していきたいと思っています。



活動報告



地域コミュニティとの連携

阪神地区の皆さまとの多彩な交流活動や支援事業を行なっています。



7つの原則：③倫理的な行動 ④ステークホルダーの利害の尊重 ⑦人権の尊重
7つの中核主題：①組織統治 ②人権 ⑦コミュニティへの参画及びコミュニティの発展



「にしのみや認知症つながりフェア」への参画

開催日時：令和元年9月11日（水）
13:30～16:00
会場：西宮市立塩瀬公民館

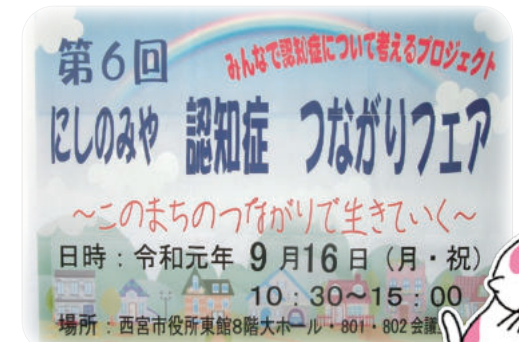
開催日時：令和元年9月16日（月・祝）
10:30～15:00
会場：西宮市役所東館

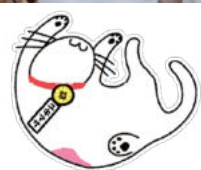
令和元年9月11日及び同9月16日、西宮市にて「第6回にしのみや認知症つながりフェア～このまちのつながりで生きていく～」が開催されました。

この催しは、認知症の人や家族を支援する団体などが集まり、認知症について啓発を行うイベントで

す。支援団体・活動団体によるパネル展示、講演会、ミニ講座、福祉用具・介護相談コーナー、ほっこりカフェ等の多様なプログラムが行われました。

兵庫県行政書士会と阪神支部は、本年も準備段階から参画させていただきました。第1回から第5回までは、西宮市役所周辺での開催でしたが、今回より西宮市北部の市民の皆さまが参加しやすいようにとの配慮のもと、塩瀬公民館と市役所東館の2か所での開催となりました。たえまなく来場者が会場を訪れ、しっかりと地域に根差したイベントとして定着していることが印象的でした。





納涼会開催



7つの原則：④ステークホルダーの利害の尊重
7つの中核主題：①組織統治

4.
ステークホルダー
の利害の尊重

1.
組織統治



令和元年8月2日(金)の18:00から、宝塚ホテルにて阪神支部納涼会を開催しました。

はじめに本田支部長のあいさつの後、ご来賓よりご祝辞をいただき、兵庫県行政書士会の大口晋会長より、秋からの兵庫県行政書士会の取り組みのご案内がありました。

続いて、宝塚商工会議所の会頭でもある宮本博司会員のご発声のもと、高らかに杯をかかげました。一昨年の伊丹と昨年の西宮は清酒の町でしたが、会

場となった宝塚はウィルキンソン炭酸水の地元ということで、「宝塚ハイボール」(スミレ色のリキュールの炭酸水割)がふるまわれました。

美酒佳肴に歓談も弾む中、支部恒例の新入会員紹介と阪神支部の先輩会員を代表して、大口相談役からの激励、じゃんけん大会と続き、辻村さおり副支部長による一本締めでお開きとなりました。



秋を楽しむレクリエーション



7つの原則：④ステークホルダーの利害の尊重
7つの中核主題：①組織統治

4.
ステークホルダー
の利害の尊重

1.
組織統治



令和元年11月3日(日)の文化の日に、若狭小浜に鯛づくしの昼食と、「蘇洞門(そとも)めぐり」のクルージングを楽しむ旅に出発しました。本田支部長、担当の松村副支部長、阪神支部会員でもある兵庫県行政書士会の大口会長をはじめ、会員とその補助者やご家族総勢38名に参加いただきました。

昼食は、鯛の松皮造りやしゃぶしゃぶに、鯛釜飯などのご馳走を、ビールや地酒とともにいただき、歓談も大いに盛り上がり、素敵な会食となりました。

昼食後は、「まちの駅・旭座」「旭座」「マーメイドテラス」など散策を楽しみ、その後、遊覧船にて「蘇洞門(そとも)めぐり」に向かい、日本海の波の作用で花崗岩の崖面が削られてできた、奇岩、洞門、洞窟が6キロほど続く景観を堪能しました。

ベテラン会員も新入会員も、参加者同士が自然とコミュニケーションを取ってお互いを知ることができる有意義な機会となりました。



新年互礼会



7つの原則：④ステークホルダーの利害の尊重
7つの中核主題：①組織統治

4.
ステークホルダー
の利害の尊重

1.
組織統治



阪神支部は域内の6市1町の商工会議所・商工会に加入していますので、1月には各所各会の賀詞交換会や新年互礼会に参加しました。

令和2年1月15日(水)にホテル竹園芦屋で行われた芦屋市商工会の新年互礼会には、阪神支部より船井・辻村両副支部長の2名が出席しました。芦屋市の伊藤市長は昨春に就任されましたので、あらためてご挨拶させていただきました。



阪神支部 忘年会



7つの原則：④ステークホルダーの利害の尊重
7つの中核主題：①組織統治

4.
ステークホルダー
の利害の尊重

1.
組織統治



令和元年12月13日(金)の18:00より宝塚ホテル西館すみれの間に開催しました。本田支部長のごあいさつに続き、今年もスパークリングワインでの乾杯は、日行連相談役の北上会員のご発声のもと、高らかに杯をかかげました。

酒肴を交えた歓談に会員同士の交流も深まる中、恒例の新入会員からの自己紹介と大口相談役からの

激励、終盤にはビンゴ大会で会場は大いに盛り上がり、松村副支部長による一本締めでお開きとなりました。

行政書士の業務案内 市民の皆さまへ



行政書士は、法律を専門とする国家資格者の中でも、特に幅広い業務をこなし
皆さまの暮らしに密着した法務サービスを提供しています。

官公署に提出する書類だけでなく、

法律上の権利に関わる書類や事実を証明する書類を作成し、相談にもお応えしております。

行政書士のシンボルで、徽章のデザインにもなっているコスモスの花言葉は「まごころ」。

私ども行政書士は、皆さまの暮らしの中で起こる様々な法律上の「困りごと」の解決を、
まごころと誠意を持ってお手伝いします。



遺言書を作りたい

遺言書には、本人が自ら手書きで作成する「自筆証書遺言」と公証人が作成する「**公証証書遺言**」、遺言内容を秘密にする「秘密証書遺言」があります。

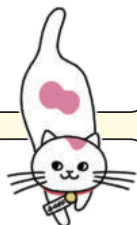
遺言書には**法律で決められた効力**があり、遺留分侵害額請求権など総則人の権利にも配慮して作成すべき場合があります。行政書士は、依頼に基づき、公正証書遺言の原案作成、証人の就任等によって遺言者の支援を行います。

相続について知りたい

財産相続では、遺言書が無いときは、原則として相続人全員が書類により合意した文書に基づき、手続が進められます。

行政書士は、依頼に基づき、**遺産分割協議書**・財産目録・相続関係説明図といった必要書類を作成し、またそのために必要となる様々な調査も行います。

(不動産登記関係書類、税務関係書類、法的紛争が発生している場合の書類を除きます)



かしこく離婚したい

離婚が決まるまでの道のりには、非常に大きなエネルギーが要るものです。しかも、**慰謝料**の額や支払い方法、子供の養育費や面会交流、財産分与など、思った以上に考えなければいけないことが山積みです。離婚の合意が成立しても、どうやって約束事を相手に守ってもらえるかという点も心配です。行政書士は、**離婚協議書の作成**を行うとともに、必要な支援を行います。

(当事者の身辺調査、示談の代理は行いません)



国際結婚をしたい

外国人が日本人や永住者と結婚し、適法に日本で在留する為には、婚姻手続に加えて、「日本人の配偶者等」や「永住者の配偶者等」の**在留資格**が必要となります。

このように、外国人が日本国内において在留を希望する場合、活動内容もしくは身分関係によって在留資格が必要で、様々な種類の資格とそれに応じた要件があります。

行政書士は、外国人の在留やその他日本で適法に活動するために必要な申請手続についてお手伝いいたします。なお、出入国在留管理局局局への取次は、**申請取次行政書士**が行います。

家業を継ぎたい

お店や会社を引き継ぐとき、事業の種類によっては、事業主等の変更申請や**事業承継**の届出が必要となったり、新たに許可申請が必要となる場合があります。事業主の方が亡くなったときは、相続手続も併せて考える必要が生じることもあります。行政書士は、依頼に基づき、必要書類の作成、手続等を通して、事業承継のお手伝いをいたします。

日本国籍をとりたい 日本で永住したい

外国人が日本国籍を取得するには、「**帰化許可申請**」が必要です。帰化許可申請には、一定の要件を満たしていることが必要で、在留資格や家族構成、就業状況等により、必要な証明書類や作成書類が異なります。また、日本で永住を希望する場合には、出入国在留管理局で「**永住許可申請**」をしますが、この申請でも在留資格や在留状況等によって異なる様々な要件があり、それに応じた証明書類や作成書類が必要です。行政書士は、国籍や永住に関すること、また、**涉外手続(国際結婚や離婚、相続、養子縁組等)**について、専門知識で外国人の方の手伝いをいたします。

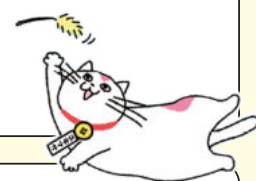


農地に家を建てたい

田畑になっているところに、家を建てるには、**農地転用**の許可(届)申請をする必要があります。農地転用とは、農地とされている土地を、住宅地、工場用地、道路、駐車場などの目的で使用する土地に変更することです。

また、農地を売買する場合も、許可が必要となります。このほかにも里道・水路の用途を、廃止したり買い受ける時も許可が必要です。

行政書士は、このような土地等に関する各種申請手続を行います。



おひとり様で老後が心配

財産のこと、暮らしのこと、健康のこと、気がかりなことはたくさんあるけれど、**誰に相談してよいかわからない**、という方も多いのではないのでしょうか。自分自身で財産管理や様々な手続等が難しくなったときの備えとして、**任意後見契約**があります。行政書士は、相談に基づいて、任意後見契約に関する書類作成等により、「おひとりさま」の老後の安心のため、お手伝いをいたします。

クーリングオフをしたい

売買契約等でクーリングオフの定めがある場合、**内容証明郵便**によってクーリングオフを行い、契約を解除することができます。内容証明は、差出人と日付を明示した文書を作成し、郵便局に謄本を保管することで、相手にどのような内容の文書が差し出されたかを証明する書類です。

行政書士は依頼に基づき、法的効力のある内容証明の文書を作成します。



交通事故に遭った

交通事故でケガをしてしまった場合、治療費、休業損害、後遺障害等の問題が生じます。このような交通事故による人的損害を公平・迅速に補償する制度が**自賠責保険**です。自賠責保険の請求には様々な資料や書類が必要ですが、適正な補償を受けるためには専門的な調査が必要となるケースがあります。

行政書士は、**後遺障害に関する調査**をはじめ、自賠責保険に関する**資料収集や書類作成**をお手伝いします。また、示談成立後の示談書等、各種書類を作成します。



住まなくなった家を貸したい

不動産の賃貸借については、借地借家法等によって当事者が守るべき事柄が定められています。また、大きな財産である土地や建物を他人に貸そうとするときは、トラブルを予防するためにも、**書面による契約**を結びたいものです。

行政書士は、契約書類を作成して法的トラブル防止のお手伝いをするほか、トラブルを解決したときに取り交わす協議書や示談書等の書類の作成も行います。

自動車の車庫証明をしたい

車を買ったり、引越したり、車の所有者が変わったりして、自動車の新規登録や住所変更、名義変更の申請をする時に自動車保管場所証明書(**車庫証明**)の申請をする必要があります。解体などで廃車にする場合も抹消登録の手続が必要です。行政書士は、このような自動車登録に関する申請や車庫証明、その他自動車に関する申請手続を行います。



こんなことでお悩みの方、ADRを利用してみませんか？

子どもが自転車に乗って…

お店の看板にぶつかってしまい、弁償を求められました。



うちのワンコがお隣の…

飼い犬にかまれたので治療代を払ってほしいんです。



借りていた部屋の…

敷金返還のことで大家さんともめています。



日本で働いていますが…

上司に私の国の慣習を理解してもらえません。



ADR(裁判外紛争解決手続)は、当事者自身の話し合いを第三者がサポートする、裁判に頼らないトラブル解決の「助っ人」です。行政書士ADRセンター兵庫では、兵庫県内で起こった4つの分野について、トラブル解決のお手伝いをいたします。

① 自転車事故に関する紛争

② 愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争

③ 居住用賃貸物件に関する敷金返還または原状回復に関する紛争

④ 外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

お問い合わせ 行政書士ADRセンター兵庫(法務大臣認証番号:第111号) TEL:078-371-8823

行政書士の業務案内

会社経営者・個人事業主
の皆さまへ

行政書士は、企業を運営していく上で必須となる書類（契約書や議事録等）や
許認可に関する書類（許可申請書や変更届等）を作成する専門家です。

また、書類を官公署（市区町村や都道府県、警察署、各中央省庁等）に
提出する手続について代理することができます。

さらに、近年では、知的財産権に関する相談業務や補助金等の中小企業支援制度の申請サポートなど、
中小企業のコンサルタントとして活躍する行政書士も増えています。

経営者と行政をつなぐパイプ役として、行政書士の業務分野は、日々拡大を続けています。

会社を立ち上げたい

行政書士は、株式会社、NPO法人、医療法人、社会福祉法人、
学校法人、組合等といった**法人の設立手続**とその代理（登記
申請手続を除く）を行います。

また、電子定款の作成代理業務ができる行政書士に定款作成
を依頼すれば、定款の印紙代が不要となるなど、費用面でも様
々なメリットが生まれます。

なお、法人の中には、NPO法人や医療法人等、設立
前に市町村や都道府県の認証・認可手続が必要とな
るものや、外国会社のように領事認証や在留資格
認定申請が必要となるものがあります。行政書士
は、そのような申請手続はもちろん、設立後の各
種変更手続についても、総合的にサポートします。



契約書を作ってほしい

会社を運営していると、様々な取引を行う場面があります。

その際、多くの場合に契約書を取り交わす必要があ
ります。行政書士は、これら契約書の作成を行い、
将来発生しうる**法的なトラブルの予防**
のためのサポートを行います。



福祉事業を始めたい

有料老人ホームや、障がい者向け就労支援事業などの**福祉サ
ービス事業**を始めるにあたり、各自治体では、様々な基準が
設けられています。行政書士は、これらの基準をクリアするため
に必要な書類作成や手続を代理します。

運営について相談したい

行政書士は法人の設立だけでなく、設立後の運営に関しても
サポートしています。行政書士業務は、企業の事業活動全般に
ついて助言、提案を行う、いわゆるコンサルティング業務の一
面を有しています。経営者の良きパートナーとしても活用して
いただけます。行政書士が行う主な**中小企業支援**には、次
のようなものがあります。

- 事業計画支援
- 事業承継・事業引継ぎ支援
- 企業再生支援
- 経営革新支援、地域資源活用支援
- 農業経営改善支援、農商工連携支援
- ソーシャルビジネス、コミュニティビジネス支援
- エコアクション21認証・登録支援
- プライバシーマーク認証・登録支援 など

それぞれの分野について専門としている
行政書士がおり、活躍の場を広げています。



建設業の許可をとりたい

一定規模以上の工事を請負う建設業を営む場合は、都道府県
知事、または国土交通大臣の許可が必要です。
行政書士は、建設業許可の要否や、許可条件を満たしている
か否かを調査・判断し、必要な書類の作成及び代理申請を行
います。また、**公共事業の入札に参加**するには、経営事項
審査申請や、入札参加資格登録の申請等、煩雑な手続が必要
となりますが、それらの手続についても、代理することができ
ます。

数ある行政書士の許認可の申請業務の中でも、**建設業許可
申請**は、今も昔も、行政書士の代表的な業務の一つです。

会計記帳をお願いしたい

事業の経営状況を把握するためには、きちんとした**会計記帳**
が必要です。しかし、毎日記帳を行うのは大変なことです。行政
書士は、これら記帳業務をはじめ、**決算書、財務諸表など
の作成**を行います（税務申告業務は除く）。行政書士に依頼す
ることで、記帳業務に追われることなく、本来の業務に専念す
ることができます。

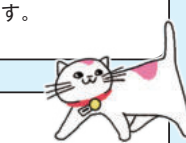


運送業を始めたい

**トラック等を使う貨物運送業やタクシー事業（旅客
運送業）**を始めるには、運輸局の許可が必要ですが、それ
には様々な要件があるだけでなく、多くの複雑な申請書を作成
し担当窓口へ提出しなければなりません。行政書士は運送事
業の申請代理を行うほか、開業にあたってのアドバイスやサ
ポートまで行います。

著作権について相談したい

著作権は作品（絵や文章など）を創作した時点で自動的に発生し
ますが、著作権を移転する場合の取引の安全性を確保したい、
あるいは著作権に関する権利関係を公示したい場合は、文化庁
による**著作権の登録制度**を利用することができます。行政
書士は、文化庁への登録申請業務を行います。また、著作権契
約その他著作権に関する相談を受け付けています。



外国人を雇用したい

外国人を雇い入れるには、出入国在留管理局への申請手続が必要
となる場合があります。出入国在留管理局への手続は、原則
として、外国人もしくは法定代理人が自ら出入国在留管理局に
出頭しなければなりません。しかし、一定の研修を受けた行政
書士で、外国人等に代わって出入国在留管理局で申請書等を提
出することが認められた行政書士である「**申請取次行政書
士**」に依頼すれば、**申請人は出入国在留管理局への
出頭が免除される**ので、仕事や学業に専念することが可能
です。専門知識を有する申請取次行政書士が申請人の在留及
び適切な雇用をサポートいたします。

補助金制度を活用したい

国や地方自治体には、中小企業・小規模事業者向けの各種補助
金制度が用意されています。近年、これら補助金制度に関する
アドバイザーとしての役割を担う行政書士も増えており、
**発展や持続化を目指す中小企業・小規模事業者の
サポート**を行っています。

許可申請をお願いしたい

企業の事業内容によっては、都道府県や市町村等、**行政の許
可や認可が必要な**場合があります。

許認可の種類には、次のようなものがあります。

〔廃棄物に関する許認可〕

- 産業廃棄物処分業・収集運搬業許可
- 一般廃棄物処分業・収集運搬業許可
- 自動車リサイクル法に基づく解体業・破砕業許可 など

〔不動産に関する許認可〕

- 宅地建物取引業免許
- 建築士事務所登録
- 解体工事業登録 など

〔リサイクルに関する許認可〕

- 古物営業許可
- 金属くず商許可 など



これらは、数ある許認可のうちの一部に過ぎません。行政書士
が扱うことのできる許認可に関する書類は、1万種類を超え
ると言われています。官公署に提出する申請書類の作成を業とし
て行うのは行政書士だけです。

民泊や旅館業を始めたい

民泊や旅館業を開業するには、営業開始前に保健所に必要書
類を提出し、その施設が基準を満たしているかどうかの確認を
受けたのち、**営業許可申請や届け出等**の手続が必要にな
ります。また、クラブや社交飲食店、麻雀店やゲームセンターな
どを開業するのにも、営業開始前に警察署への
風俗営業許可申請等の手続が必要になります。

行政書士は、実現したい店舗の形態に合わせて
必要となる書類を作成し、代理申請を行います。

知的資産経営について
相談したい

「**知的資産経営**」とは、企業の経営理念、人材、技術力、ノ
ウハウ、組織力、顧客とのネットワーク、ブランド等といった、**財
務データには表れない資産**（知的資産）のうち、自社の競
争力の源泉となっているものを見える化＝魅せる化すること
により、ステークホルダー（顧客・取引先・金融機関等）からの支持
や評価を得て、事業の発展に役立てる経営のことをいいます。
知的資産経営の成果をまとめた「知的資産経営報告書」を作成
し、開示・公表することは、経済産業省により推奨されています。
行政書士は、これら知的資産
経営導入と知的資産
経営報告書の作成
をサポートします。





兵庫県行政書士会 阪神支部 概要



区 域	尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 猪名川町
所 在 地	〒661-0025 尼崎市立花町 3 丁目 29 -12-101 号 TEL06-6426-5123 FAX06-6426-5125 受付 10:00～16:00 (土、日、祝、年末年始休み 盆休み除く)
会 員 数	430 名 (令和2年2月29日 現在)
設 置 根 拠	兵庫県行政書士会会則に基づき設置された団体
上 部 団 体	兵庫県行政書士会 (本会) 〒650-0044 兵庫県神戸市中央区東川崎町 1 丁目 1 番 3 号 神戸クリスタルタワー 13 階 TEL078-371-6361 FAX078-371-4715
他 支 部	神戸支部 摂丹支部 明石支部 加古川支部 東播支部 姫路支部 西播支部 但馬支部 淡路支部
沿 革	昭和 26 年 2 月 22 日 行政書士法公布 昭和 35 年 9 月 25 日 兵庫県行政書士会 法定組織として結成 昭和 35 年 12 月 1 日 阪神支部設立 平成 19 年 8 月 支部事務所移転 (尼崎市立花町) 平成 22 年 2 月 22 日 支部設立 50 周年記念式典開催 現在に至る

組織図

阪神支部って
だいたい
こんにゃとこ
だニャ!



行政書士倫理

行政書士の使命は、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することにある。
その使命を果たすための基本姿勢をここに行政書士倫理として制定する。

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

兵庫県行政書士会 阪神支部 運営方針

「ミッション(使命)」

行政書士倫理綱領を旨とする行政書士の団体として、地域課題に応える行政書士制度を発信し、
市民からの信頼を得ることにより、行政書士制度を前進させることをとおして、
国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とします。

「ビジョン(展望)」

地域社会のなかで、どこよりも身近で、信頼され続ける支部となることにより、
行政書士が、市民のためにいきいきと活躍できる環境を創出します。

「運営理念」

行政書士制度の信頼性を高めるための循環をつくり、ステークホルダーとの信頼を築きます。

- 一、本会、会員ならびに職員と信頼を築きます。
 - 1 本会とは、連携のなかで、事業の成果や評価などを共有することにより、信頼を築きます。
 - 2 会員に対し、市民や地域社会等からの課題や要請に、的確に対応できるように会員の品位保持および資質向上を図るとともに、持続可能な支部運営を行い、行政書士が地域で活躍できる環境を創ることに
より、信頼を築きます。
 - 3 職員と共に、職務のなかでステークホルダーとの信頼を築きながら、幸せな生活を送るための働きやすい
職場環境の整備改善を行うことにより、信頼を築きます。
- 二、市民と信頼を築きます。

さまざまな機会を活用した行政書士制度の発信を行い、市民から行政書士の良質な業務遂行に対する高い
評価をいただくことにより、市民の皆様との信頼を築きます。
- 三、行政、商工会議所等の地域社会と信頼を築きます。

社会に対する責任をいかに果たすかを認識した組織運営を行うことにより、地域社会との信頼を築きます。

「行動指針」

- 一、さまざまな形で行政書士制度の発信に取り組みます。
- 二、社会的責任 (ISO26000 等) の手法を活用し、持続可能な組織運営に取り組みます。
- 三、支部ならびに会員の品位保持および資質向上に取り組みます。

